



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 区営土地改良事業施行の適当の決定・2件（村づくり計画課）…………… 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 1
- 病院事業局事項**
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立中部病院）…………… 2

告 示

沖縄県告示第433号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、石垣島土地改良区から申請のあった大川第2地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について、令和6年11月18日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和6年12月4日から令和7年1月7日まで
- 3 縦覧に供する場所 石垣市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第434号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、石垣島土地改良区から申請のあった大川第3-1地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について、令和6年11月18日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和6年12月4日から令和7年1月7日まで
- 3 縦覧に供する場所 石垣市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第435号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、令和2年沖縄県告示第477号で同意の認定をした糸満加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和6年12月3日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和6年12月3日

沖縄県立中部病院長 玉 城 和 光

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 核医学診断装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立中部病院設備・調達課 うるま市字宮里281番地
- 3 落札者を決定した日 令和6年10月23日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社琉球光和 代表取締役 秦一 那覇市西1丁目2番16号
- 5 落札金額 119,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和6年9月13日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--